

7-68

庶発第1465号 昭和43年11月15日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先：内閣法制局長官、総理府総務長
官、外務、大蔵および文部各大臣)

沖縄の科学者に日本学術会議会員の選挙権および

被選挙権を与えることについて(申入れ)

標記のことについて、本会議第51回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

本会議は、昭和40年11月に、第44回総会の議に基づき、沖縄の科学者に本土の科学者と同等に日本学術会議会員の選挙権・被選挙権を与えることおよび沖縄との学術交流の促進について勧告した。

その後、沖縄との学術交流促進に関しては種々の措置が構じられたが、沖縄の科学者に日本学術会議会員の選挙権、被選挙権を与える件は、まだ実現していない。

本会議としては、昭和46年に施行される予定の第9期会員選挙に沖縄の科学者が参加できるよう日本学術会議会員選挙規則の改正等所要の準備を進めたいので、政府においても、これが実現するよう一段の努力をされたい。

7-69

庶発第1466号 昭和43年11月15日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部両
大臣)

基礎科学研究の推進と研究体制の確立について(申入れ)

標記のことについて、本会議第51回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

日本学術会議は、その発足の当初から、わが国の科学研究の振興のため、種々の勧告を行なってきた。早く昭和32年1月「基礎科学の研究体制の確立について」の5要綱を示して政府の適切な解決策を要望し、昭和36年4月には「基礎科学振興に関する5原則の確認とその目的実現のため一層力を尽くすこと」を声明した。

それ以来本会議は、この線に沿って努力を続け、昭和40年12月には、それらを総括して、「科学研究計画第1次5ヶ年計画について」の勧告を行ない、その後引きつづいて、その具体化のための勧告を行なってきた。

不幸にして、諸般の事情のため、これら勧告に基づく政府の措置が遅れており、その間、研究者の新しい要望はますます高まりつつあり、今やこれを放置しておくことがわが国の科学研究推進にとって重大な障害となりつつある。

われわれは、ここに改めて政府が上記諸勧告を取り上げ、早急にこれを実施するための諸措置を講ずることを強く要望する。

特に諸勧告中の研究所等の設立と関連して、その制度、組織および運営等については緊急に措置されることが望まれている。

政府はこの問題に関する本会議の勧告を取り上げ、直ちにその実現をはかるよう配意された。

＜説 明＞

現在世界の科学研究は目覚ましい速度で進展している。既に日本学術会議は、昭和32年の5要綱、昭和36年の5原則等について勧告或は声明を行なって、わが国科学研究の振興のための要望を行なって来たが、特に昭和38年10月には「基礎科学振興のために政府の有効適切な措置と国民の理解と支持を望む声明」を発し、基礎科学の全般にわたり、水準の飛躍的な向上、内容の画期的な充実、それによる科学技術の強固な基礎の培養をのぞみ、もしそれらが放置されるならば「数年ならずしてわが国の科学技術は、多くの重要な分野において国際水準から脱落せざるを得ず、その前途はまことに憂慮すべきものがある」と述べ、政府はもちろん、国民全体がこの情勢を理解し、われわれの努力を支持されるよう要望した。

その後10年を経た今日、若干の部分的改善は見られたが、なお根本的な姿勢について、われわれの希求するところと大きな隔りのあることは否定できない。

特に本会議が勧告した諸研究所或は研究の機関は、全体としては、既に「科学研究計画第1次5ヶ計画」に位置づけられており、更に個別に引きつづき勧告が行なわれているが、その設立の進捗状況は極めて遅く、各分野の研究者の深く遺憾としているところである。一方では、それら研究所が従来の大学の枠を越えて、ひろく全国の科学者の共同研究或は共同利用の場として設定されるべきであるので、その研究体制は、従来の制度と異った観点をもつことが望まれる。

既に本会議はその件に関し、共同研究所の制度、組織及び運営について、直接的に、最低限守らるべき点のみについて勧告を行なったが、それを取り上げるに際しても、他の諸勧告との関連に留意しつつ考えられなければならない。例えば、共同研究所が大学院の学生をどう受け入れるかという問題に関しては、既に本会議が、大学制度の問題、大学院の問題或は私立大学の問題について行なった勧告と密接に関係しており、又全体的な科学研究の発展のためには、一方で大学の講座研究費等経常研究費の増額が前提とならねばならぬことも屢々要望したところである。

更に、共同研究所は個々の大学を超えて運営されるために大学の自治との関連があり、又、その研究所等の定員については、大学との交流が自由にできることが必要となるが、その為の流動研究員制度を有効にするための措置も行なわれなければならない。そしてそのような流動研究の実を挙げるためには、研究所等の予算の絶対額が確保されるだけでなく、科学研究のための予算が、弾力的に有効に使用されるよう改めなければならない。その観点から、既に本会議は科学研究基金（仮称）をも勧告している。

これらの諸勧告の内容をより具体的にするためには本会議が、これらの問題を調査し、検討し、各分野の将来計画を樹て、更に勧告された研究所等の運営についても関与して行くために、各分野の総合研究計画の会議の設置されることも要望している。

これら全体を集約して、「科学研究計画第1次5ヶ年計画」の案を提示したのであるが、現在に至

るも、政府がこれについて何らの措置もとっていないことは、極めて遺憾である。

よってここに改めて従来の諸勧告を添えて、政府が一日でも早くこれら諸勧告の実現のための具体的措置をとることを要望するものである。

なお、科学者の待遇の改善、国際学術交流の強化等が科学研究推進の基本的条件であることは云うまでもないが、ここでは特に研究体制に直接関連する問題点を指摘するに止める。

添 付 資 料

- 1) 基礎科学の研究体制の確立について(5要綱)(昭和32年1月12日付庶発第23号内閣総理大臣あて要望)
- 2) 基礎科学研究の振興のために政府の有効適切な措置と国民の理解と支持を望む声明(昭和33年10月24日第27回総会)
- 3) わが国の学術研究の予算、会計制度のあり方について(昭和34年11月5日付庶発第842号科学技術庁長官あて勧告)
- 4) 基礎科学振興に関する5原則の確認とその目的実現のため一層力を尽すことの声明(昭和36年4月27日第33回総会)
- 5) 人文・社会科学の振興について(昭和36年5月17日付庶発第360号内閣総理大臣あて勧告)
- 6) 大学制度の改善について(昭和36年6月12日付庶発第441号内閣総理大臣あて勧告)
- 7) 国・公立大学教授等の教育休暇年度制度の確立について(昭和36年11月14日庶発第907号内閣総理大臣あて勧告)
- 8) 科学研究基本法の制定について(昭和37年5月18日付庶発第343号内閣総理大臣あて勧告)
- 9) 大学院の整備拡充について(昭和39年11月19日付庶発第810号内閣総理大臣あて勧告)
- 10) 私立大学の助成について(昭和40年5月11日付庶発第245号内閣総理大臣あて勧告)
- 11) 科学研究計画第一次5ヶ年計画について(昭和40年12月16日付庶発第1107号内閣総理大臣あて勧告)
- 12) 共同研究所のあり方について(昭和42年11月6日付庶発第1382号内閣総理大臣あて勧告)
- 13) 科学研究基金(仮称)の設置について(昭和42年11月10日付庶発第1422号内閣総理大臣あて勧告)